

太田市立図書館条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

## 太田市規則第66号

### 太田市立図書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、太田市立図書館条例（平成17年太田市条例第131号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 太田市立図書館（以下「図書館」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日については、午前9時から午後5時までとする。

(1) 太田市立中央図書館 午前9時から午後7時まで

(2) 太田市立尾島図書館、太田市立新田図書館及び太田市立藪塚本町図書館 午前9時から午後6時まで

2 図書館長（以下「館長」という。）は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(2) 館内整理日（毎月1回、館長が定める日）

(3) 蔵書整理日（毎年春秋それぞれ10日以内で、館長が定める期日）

(4) 月曜日

2 館長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(入館者の遵守事項)

第4条 図書館入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 図書館においては、静粛にし、他人に迷惑をかけないこと。
- (2) 図書館においては、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 図書館の外に資料を持ち出さないこと。
- (4) その他館長の指示に従うこと。

(館内利用の方法)

第5条 館内において資料を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、所定の場所で利用しなければならない。

2 特別に保管する資料を利用するときは、係員に申し出て利用するものとする。

3 視聴覚資料を利用するときは、1人につき1点とする。

(貸出しを受けられる者)

第6条 資料の館外貸出し（以下「資料の貸出し」という。）を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 県内に居住している者
- (2) 県外に居住し、本市に通勤し、又は通学している者
- (3) その他特別の理由により館長が認めた者

(貸出しの手続)

第7条 資料の貸出しを受けようとする者は、前条各号に該当する者であることを証明できる書類を提示するとともに、図書館利用券交付申込書を館長に提出し、図書館利用券（以下「利用券」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により利用券の交付を受けた者が、資料の貸出しを受けようとするときは、資料に利用券を添えて係員に提出し、その承

認を受けなければならない。

(個人貸出数及び貸出期間)

第8条 資料の貸出数は、次に定めるとおりとし、その貸出期間は、2週間以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 図書及び雑誌（雑誌の最新号を除く。） 1館につき5冊以内

(2) 視聴覚資料 1館につき3点以内

(住所等の変更届)

第9条 利用券の交付を受けた者が、住所、氏名等を変更したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(利用券の有効期間)

第10条 利用券の有効期間は、発行の日から起算して5年とする。ただし、館長が特に必要と認める場合には、この期間を延長し、又は短縮することができる。

(利用者の責務)

第11条 利用券を紛失し、又は破損した者（以下「紛失者等」という。）は、直ちに館長に届け出なければならない。この場合において、紛失者等は、利用券の再交付を受けることができる。

2 利用券は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 第1項の届出を怠り、又は前項に違反したため図書館に損害を与えた者は、その損害を弁償しなければならない。

(利用券の無効等)

第12条 館長は、資料の貸出しを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用券の使用を停止し、又は無効とすることができる。

(1) 資料の貸出しを受けた者が資料を貸出期間内に返納しなかったとき。

(2) 事実を偽って利用券の交付を受けたことが明らかになったと

き。

(3) 利用券を他人に譲渡し、又は貸与したとき。

(4) その他館長が必要と認めるとき。

(貸出しをしない資料)

第13条 貸出しをしない資料は、次のとおりとする。ただし、館長が、学術研究等のため特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 貴重図書及び参考図書（辞書、辞典、年鑑等）

(2) 新聞及び新刊の雑誌

(3) 官報及び公報類

(4) 郷土資料の一部

(5) その他館長が指定した資料

(団体貸出しを受けられる者)

第14条 図書館の団体貸出しを受けることができる者は、次に掲げる市内の団体等とする。

(1) 公民館、学校その他の教育機関

(2) 地域団体、読書団体等で館長が適当と認める団体

(団体貸出しの手続)

第15条 資料の団体貸出しを受けようとする団体等の代表者は、図書館団体用図書館利用券交付申込書を館長に提出して、利用券の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により利用券の交付を受けた団体等が、資料の団体貸出しを受けようとするときは、資料に利用券を添えて係員に提出し、その承認を受けなければならない。

(団体貸出冊数及び団体貸出期間)

第16条 資料の団体貸出冊数は、館長が団体等の規模等を考慮して定める。

2 資料の団体貸出期間は、3箇月以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、貸出期間を短縮し、又は延長することができる。

(団体所在地等の変更届)

第17条 利用券の交付を受けた団体等が、所在地、団体名等を変更したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(団体利用券の有効期間等)

第18条 第10条から第12条までの規定は、団体が使用する利用券の有効期間等について準用する。

(団体貸出しをしない資料)

第19条 第13条の規定は、団体貸出しをしない資料について準用する。

(宅配等の利用)

第20条 第6条に規定する者のうち、本市に住所を有し、又は通勤しているものが図書資料の館外貸出しの承認を受ける際、当該図書資料の宅配（市内にある自宅又は勤務先に図書資料を配達することをいう。以下同じ。）又は回収（市内にある自宅又は勤務先から図書資料を回収することをいう。以下同じ。）を館長に申請することができる。

2 前項の宅配又は回収を行う時間は、第3条第1項各号に規定する図書館の休館日を除き、午前9時から午後5時までとする。

3 第1項の宅配又は回収に係る手数料は、太田市立図書館図書資料宅配等手数料条例（平成17年太田市条例第133号。以下「手数料条例」という。）の定めるところによる。

(宅配等利用許可申請)

第21条 前条第1項に規定する申請は、図書館図書資料宅配等利用許可申請書によるものとする。

2 館長は、前項の申請を許可したときは、図書館図書資料宅配等利用許可書を当該申請者に交付するものとする。

(宅配等手数料の減免)

第22条 手数料条例第3条第3項の規定により、手数料を減額し、

又は免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する  
ときとし、減額し、又は免除する額は、当該各号に掲げる割合を乗  
じて得た額とする。

- (1) 宅配する日又は回収する日において、満70歳以上の者が申請  
したとき。 100分の100
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者が申請したとき。 10  
0分の100
- (3) 療育手帳等の交付を受けている者が申請したとき。 100分  
の100
- (4) 骨折等により一時的に図書館へ来館できない者が申請したと  
き。 100分の100

2 前項の減免の許可を受けようとする者（以下「減免申請者」とい  
う。）は、図書館図書資料宅配等手数料減免申請書を市長に提出しな  
ければならない。

3 前項の減免の許可は、図書館図書資料宅配等手数料減免許可書を  
減免申請者に交付するものとする。

（資料の寄贈及び寄託）

第23条 図書館は、資料となるものの寄贈及び寄託（以下「寄贈等」  
という。）を受けることができる。

（寄贈等の手続）

第24条 図書館に資料を寄贈等しようとする者は、館長の承認を受  
けるものとする。

（寄贈等に要する費用）

第25条 資料の寄贈等に要する費用は、寄贈者及び寄託者の負担と  
する。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（寄贈等資料の管理）

第26条 寄贈等を受けた資料については、館長が特別の理由がある  
と認めるもののほか、図書館所蔵のものと同一の取扱いをする。

- 2 図書館は、天災その他の不可抗力による寄託資料の損害に対して、その責めを負わないものとする。

(寄託期間)

第27条 寄託資料の受託期間は、1年以上とする。ただし、寄託者の請求又は図書館の必要により、受託期間中においてもこれを返還することができるものとする。

(図書館協議会)

第28条 太田市立図書館協議会（以下「協議会」という。）は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに図書館奉仕について、館長に意見を述べる。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会議を運営する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 協議会の会議は、会長が招集する。
- 6 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 7 会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。
- 8 協議会の事務は、太田市立中央図書館が処理する。

(その他)

第29条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に効力を有する太田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行った処分その他の行為又は現に教育委員会に対してされた申請その他の行為で、この規則の施行の日以後にお

いて市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、市長が行った処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。